

日社福士 2020-139
2020年6月24日

文部科学省
初等中等教育局
局長 丸山 洋司 殿

公益社団法人 日本社会福祉士会
会長 西島 善久



スクールソーシャルワーカーの具体的な役割に関わる理解促進等について(要望)

公益社団法人日本社会福祉士会は、人々の尊厳を尊重し、住み慣れた地域の中で安心して共に暮らせる社会の実現に努めることを憲章で定めている、都道府県社会福祉士会を会員とする専門職団体です。

このたびの総務省令和2年5月15日付け「学校における専門スタッフ等の活用に関する調査」<結果に基づく勧告>によれば、スクールソーシャルワーカー（以下「SSW」という。）の活用に当たっての課題の把握及び解決策の検討などの取組を文部科学省に求めたことを踏まえ、本会として、標記の件につきまして、次のとおり要望いたします。

記

1 SSW の配置を単独校配置、拠点校配置に重きを置いてください。

SSW は、学校現場に密接な立場にあることから、関係者との理解と連携の推進によって、さらなるソーシャルワークの機能の発揮がなされ、コロナ禍においても子どもの最善の利益を守ることにつながります。

このため、SSW の配置について、必要な措置を講ずるよう、要望します。

2 SSW が家庭訪問等を容易にできる配慮をお願いします。

コロナ禍でさらに顕在化する、いじめ、不登校、学力低下、非行等の背景として考えられる「子どもの貧困問題」は複合的な社会問題です。そこで社会全体として、家庭におけるさまざまなニーズ把握が重要であり、地域の関係者との連携・協働により潜在化しているニーズ把握を進めることができます。

SSW は、子どもや家庭の状況等を直接把握することによって、コロナ禍で顕在化したニーズを含め把握していくことが可能となります。コロナ禍においては、家庭訪問も困難な状況にありますが、学校内に限定したニーズ把握をはじめ、ソーシャルワーク実践が展開しやすい環境への改善が求められます。地域毎の新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえながら、SSW が家庭訪問等によるニーズ把握をはじめ、求められるソーシャルワーク実践が可能となるよう、必要な措置を講じるよう、要望します。

3 SSW の積極的な活用をお願いします。

「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議令和 2 年 6 月 4 日 参議院厚生労働委員会」において、政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきであるとされています。

1、重層的支援体制整備事業について、同事業が介護、障害、子ども及び生活困窮の相談支援等に加え、伴走支援、多機関協働、アウトリーチ支援等の新たな機能を担うことを踏まえ、同事業がより多くの市町村において円滑に実施されるよう、裁量的経費を含めて必要な予算を安定的に確保するとともに、既存の各種事業の継続的な相談支援の実施に十分留意し、その実施体制や専門性の確保・向上に向けた施策を含め、市町村への一層の支援を行うこと。また、同事業を実施するに当たっては、社会福祉士や精神保健福祉士が活用されるよう努めること。

2~6 省略

この附帯決議を踏まえ、SSW の積極的な活用についてご高配をお願いいたします。

以上